

11. 三井越後屋京本店「火事役附帳」にみる火災への対応

長島雄毅・横田崇

1. はじめに

本稿は、江戸時代の豪商による火災への備えの実態を明らかにすることを目的としている。近年、甚大な被害をもたらす災害の多発とともに防災・減災に対する関心が高まりをみせているが、それらに取り組むうえで過去の災害や災害への対応のあり方を解明していくことには重要な意義がある。そうした歴史災害研究は多様な分野の研究者によって進められ、なかでも地震や風水害などに関する研究は詳細な記録が現存するケースが多く、特に研究が蓄積されてきた。一方で、防災・減災に関する議論ではさまざまな主体を考慮する必要があり、そのひとつとして企業があげられる。企業が災害に対していかに備えるかという企業防災の視点はきわめて重要と考えられ、筆者らは前稿（長島・横田2019）で近世社会における企業的な組織である三井大坂両替店を対象として、その経営文書に記録された災害の分析を行った。その結果、①都市において頻発する火災への関心がとりわけ大きかったこと、②広範囲に甚大な被害をもたらす災害（風水害・地震・噴火など）にも目が配られていたこと、が明らかにされた。しかし、そうした災害に対して店舗がどのような対策・備えを講じていたのかについては課題として残されていた。

以上をふまえたうえで、本稿は江戸時代の三井越後屋京本店を対象として火災への対応について検討を進め、近世社会における企業的な組織による防災の実態を解明しようとするものである。三井越後屋京本店は、前稿で対象とした三井大坂両替店と同じく豪商の三井家が展開した店舗のひとつであり、近世で有数の「巨大店舗¹⁾」であった。当時の京都では数人の奉公人が家内の労働力のみで営まれる小経営も少なくはなく（浜野2007：174-177）、そうした家業的な経営では防災に関する文書が作成された可能性はきわめて小さい。そのなかにあって、三井越後屋京本店における災害対応に目を向けることは大きな意義を有することと考えられる。

2. 三井越後屋京本店と「火事役附帳」

2.1 店舗の組織

近世の三井家は江戸・大坂・京都の三都にそれぞれ呉服部門（本店一巻）・金融部門（両替店一巻）の店舗を設置しており、そのうち呉服部門における京都の店舗が越後屋京本店であった。京本店は、大消費地である江戸や大坂の店舗で販売する商品の仕入れのほか、呉服部門全体を統括する役割を有していた（三井文庫2015：20-21, 30-31）。店舗が位置していたのは室町通二条上ル冷泉町であった。室町通には織物関係の問屋などが集積しており、なかでも二条通から四条通にかけての地区は最も繁華な地区であった。元治元（1864）年の冷泉町には37世帯（家持9世帯、借屋28世帯）、315人（家族128人、奉公人187人）が居住しており、そのうち越後屋京本店は121人（家族1人、奉公人120人）で約38%を占めていた²⁾（杉森2008：253）。これらの住込奉公人はすべて男性で、「店表」の手代・子供と「台所」の下男という異なる性格の集団によって構成されていた。「店表」の手代・子供は店舗の営業に関わる奉公人であり、店舗内の「役所」に配属されて業務に従事していた。一方で、「台所」の下男は店舗の営業には関与せず、家事を担う存在であった（西坂2006：51-90）。

2.2 「火事役附帳」の概要

本研究の史料は三井文庫所蔵の越後屋京本店「火事役附帳³⁾」であり、2冊が現存している。ひとつは、寛政3（1789）年から寛政8（1794）年にかけて、もう一方は天保5（1834）年から明治4（1871）年にかけて利用されていたものである。この2冊の間には40年間の空白があるが、内容は大半が一致していることから、越後屋京本店においては遅くとも18世紀末までに火事への備えがほぼ定式化していたことが推察される。

「火事役附帳」には、まず冒頭に「壺番」から「参拾貳」までの番号で振り分けられた項目（役割）一覧が記載されている。次に、火事の際の心得としての「定」が記され、さらに「壺番」から「参拾貳」までの項目の具体的な内容とそれに割り当てられた奉公人名が示されている⁴⁾。役割は毎年2回、春と秋に見直しが行われていたことが読み取れる。京本店では年2回人事異動が実施されており（西坂2006：69）、これと同じタイミングで見直しが行われたものと考えられる。それぞれの役割に対しては日常的な整理・整頓や定期的な手入れを課すものもあったことから、「火事役附帳」は普段の予防から発生時までを範疇とした火災対策を定めるものであったといえる。

本章では2冊の「火事役附帳」のうち、天保5（1834）～明治4（1871）年分を対象として、記載内容について検討を進める。この理由としては、西坂（2006）による幕末における京本店の奉公人に関する研究成果を参照することで、より詳細な検討が可能となることがあげられる。

3. 「火事役附帳」の項目

前述のように、「火事役附帳」には32項目が記載されている。これらは火災発生時の役割を記すにとどまらず、普段の手入れなどにも言及するものである。以下では、それらの項目について概要を示していく。なお、各項目に振った①～⑫の番号は「火事役附帳」に示された番号に対応する。

①火元見届役

京都市中で発生する火事に対して「東西南北五町限方角に随い走り」火元を見届けたうえで、支配人などに報告することが定められている。「五町」とは、京都では基本的に1町が約120mで構成されることをふまえると500m弱にあたる（図1）。店舗としての災害対応を行うための正確な情報を収集するための役割であったといえる。

②諸方見舞請役

江戸時代の都市社会では、火事に際して付き合いのあるの商店・商人へ「火事見舞い」を行うことが通例となっていた。出火時の荷物の運び出しや被災した店舗の片付けの手伝いなども行ったという（山本1993：17-19）。この役割はそうした近隣や取引関係のある店舗からの見舞い対応を担当するものであったとみられる。

③惣仕舞之節差図並家内火之用心吟味

この項目では、「元メ」「名代」「後見」「支配」による指示として、火事発生時の荷物の片付けと土蔵の日常的な手入れの実施が指示されている。「元メ」は店舗の奉公人の最高位にあたり、この「元メ」と「名代」「後見」までは別宅手代に区分される。また「支配」は住込奉公人の最高位にあたる⁵⁾。つまり、この項目では店舗での火災対応について指揮系統を明確化しているものといえる。

④惣屋根火子防役

近隣で火事が起きた際の火の粉の飛散による類焼防止について定めている。京本店では、火事が発生すると10

人の「鳶之者」が駆けつけることとなっており、持参してきた「提札」と引き換えに「手前印之羽織」を着させて屋根に登らせていた。こうした羽織を着せるのは「火事場泥棒」を排除するための対策とみられる。また、「鳶之者」のうち3番目までに駆けつけたものに対して「褒美銀」を与えることとなっていた。早く到着することによるインセンティブを提示し、類焼リスクを小さくしようとする意図がうかがえる。

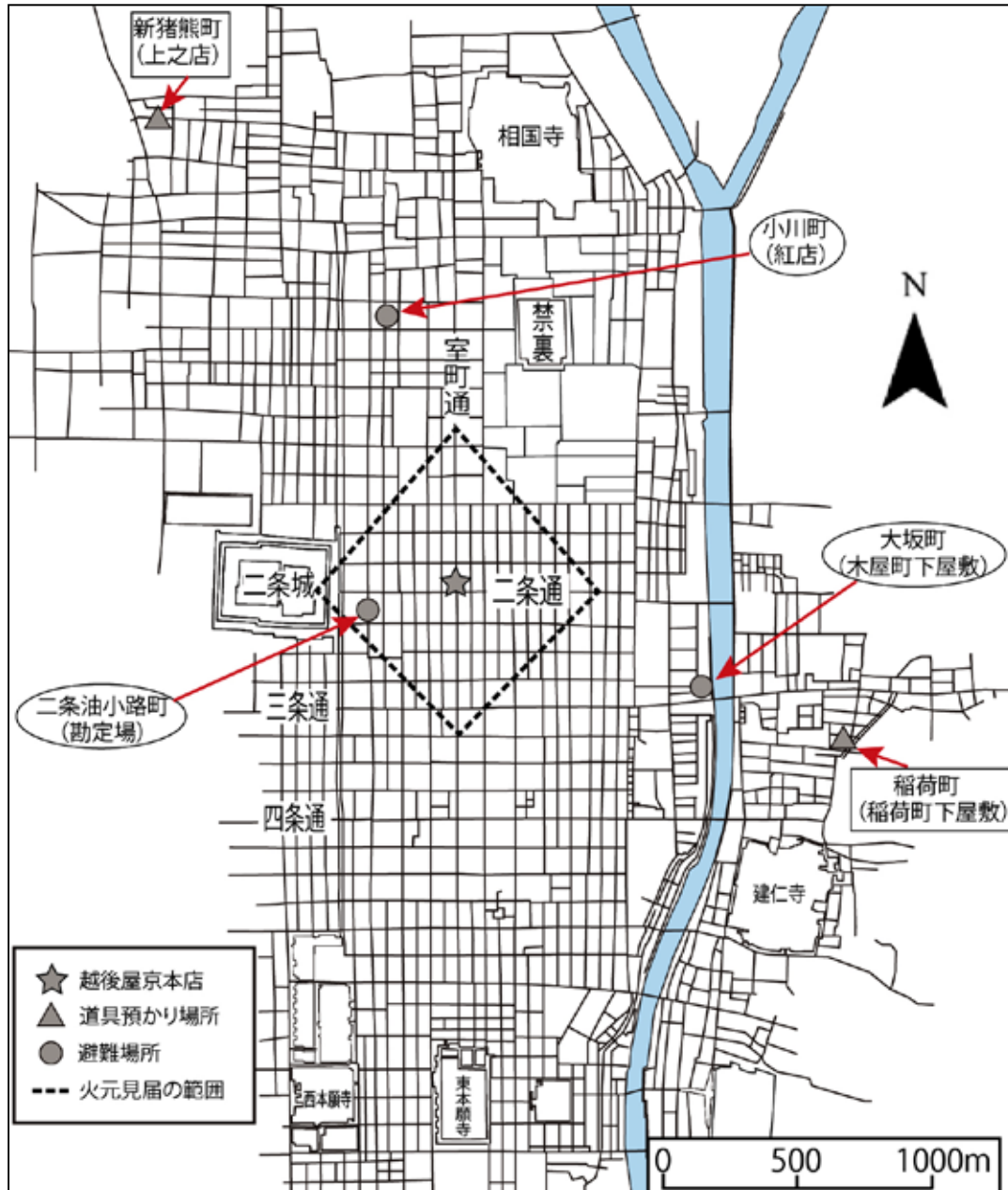


図1 三井越後屋京本店の火災対応空間

資料：三井文庫所蔵（本1013）火事役附帳

- ⑤元土蔵・⑥西土蔵・⑦東土蔵・⑧大坂方土蔵・⑨新土蔵・⑩乾土蔵

火事が発生した場合に、商品を含む荷物を各土蔵へ片付けることが指示されている。京本店では規模の拡大によって多数の「役所」が存在したが、基本的には「役所」ごとに荷物を片付ける土蔵が定められていた。また、一部の家具類も片付け先の土蔵が指定されていた。また、これらの各土蔵について「戸前二 風窓壺 窓三」などのように「塗所」が列挙されている。これはすべての荷物を片付けた後に土蔵内部への類焼を防ぐための目塗り箇所を示しているものとみられる。

⑪金穴蔵・⑫新穴蔵・⑬染穴蔵・⑭南表穴蔵

穴蔵は土蔵と同様に、平常時は倉庫であり、災害時は緊急保管場所となるものであった⁶⁾。土蔵と同じく、各穴蔵について、指定された「役所」の荷物や証文・帳面、あるいは家具や衣服などの片付けるべきものが定められていた。また、地下倉庫という性格を反映して、各穴蔵では月1回の掃除と火災発生時に蓋の上にかける砂の用意が義務付けられていた。さらに、夏の土用の期間には「敷板出シ洗乾セ置可申事」として、メンテナンスを行うことが取り決められていた。

⑮御広舗御用箆筒

「御広敷」とは江戸城の大奥役人の事務を扱う場所である。「御召物半出来之御品其外御注文雛形共無落此箆筒江相仕舞」というところからみて、大奥への御用に関わる品々を保管する箆筒であることがうかがわれる。これらの箆筒は、火事が起きると油箆をかけて風上の場所へ持ち出すこととされていた。

⑯賄方土蔵

賄方とは「台所」やそこに従事する下男を指し示す。前述のように「店表」と「台所」は明確に分離されており、それを反映して店表の管轄する⑤～⑩の土蔵とは独立して項目が立てられている。ただし、この土蔵に運ばれる荷物のうち、「小遣方一式」「書札方一式」は「店表」の役所の荷物に該当する。「塗所」の指示がなされている点は他の土蔵と同様である。なお、この土蔵と⑰・⑱には重複して役を割り当てられている者が多く、火事の際には一体的に運用されていたものと考えられる。

⑰台所塩噌並米蔵式ヶ所

「台所」の道具や食物が片付けられる土蔵であり、これらについても「塗所」の指示がされている。

⑱台所預

「台所」の火元責任を担う役割とみられる。この役割には「店表」の奉公人があてられており、「台所」の諸道具の土蔵への片づけを指示するよう定められている。つまり、⑯～⑱はいずれも「台所」に関連する項目であるが、基本的には「店表」の指図と責任のもとで火災への対策を行うこととなっていたといえる。

⑲惣二階預

店舗の二階すべての「火之用心吟味」をすることとされている。

⑳家内火之用心並煙草粉盆集役

火事の際に、店舗内の煙草盆を集めること、冬季には火鉢を集めて玄関へ出すことが定められている。特に火鉢については水を張って完全に消火することとなっていた。

㉑遠方火事之見廻役

②の役割とは逆に、京都市中で火事が確認された際に、支配人の指図により見廻り（見舞い）に出ることが定められている。

㉒御本宅見舞役

三井家の当主宅への見舞いについて定められている。

⑳家内井戸仕舞方

火事の際、店舗にある井戸7か所について蓋をして砂を置くことが定められている。さらに、鍋や釜を入れ子にして片付けることが指示されており、できるだけ火事の被害を軽減しようとする意図がうかがえる。

㉑表溝石並座敷廻り大石杯江畳掛役

詳細は不明であるが、「大石杯へ畳を掛ヶ其上へ能々水をかけ置」ことが定められている。

㉒立退申節道具並火事羽織一式

詳細は記されていないが、④で言及される火事羽織と㉗㉘で言及されている各種の道具の管理を担うものと推察される。

㉓子供立退候節行列

「子供」とは手代に昇進する前の見習い段階にあたり、越後屋では10代前半～10代後半の年齢層が該当する。これらの子供は、店舗の支配人の指図によって人数の改めを行ったうえで避難することが指示されている。

㉔組頭壺式三番之順

出火によって店舗外へ退避することになった場合に「組頭」を頂点とした「組」単位での行動を基本とすることが定められている。西坂（2006：76）によると、「組」は業務とは別の生活上の統括組織であり、元治元（1864）年時点で奉公人は3組（壺番～三番）のいずれかに割り当てられていた。退避にあたっては、各組とも「高提灯壺本」のほか「手桶」「水籠」「とひ口壺本」といった道具を持って行く。また、それらの道具を持つ者以外には、土蔵や穴蔵に片付けられなかった荷物を持ち出すこととなっていた。

㉕持退候道具

㉗と同じように避難の際に持ち出すべき道具が列記されているが、こちらは「台所」の奉公人に課されたものと思われる。具体的には「はしこ 二脚」「おとおひ口 拾本」「提灯 五」「丸提灯 五」「細引 式十筋」「らうそく 二箱」であった。

㉖預ヶ置候道具

店舗が類焼した場合、あらかじめ「上之店⁷⁾」と「稲荷町下屋敷⁸⁾」に預けていた「三ッまた 二組」「車 二挺」「釣瓶 二組」「釣瓶繩 二把」「碇 二挺」「水籠 式拾」「足駄 式拾足」「すき 式挺」「鋏 二挺」「唐鋏 式挺」「縄釣瓶 壺ツ」を取りに向かう。㉗・㉘とは対照的に、井戸を利用するための「釣瓶」や火事場の片付け用とみられる「すき」「鋏」「唐桑」などが含まれる。なお、当時の京都市中において上之店（新猪熊町）は北西端、稲荷町下屋敷は東端に位置していた（図1）。

㉗立退候場所

三井家の所有する店舗や屋敷である「勘定場」「紅店」「木屋町下屋敷」の3か所⁹⁾をあげて、風向きや火事の規模を考慮しながら避難先を決めることが定められている（図1）。

㉘水汲出役

冷泉町内や地尻（隣接する家屋敷との境界）において火が発生した場合の対応を示している。店舗の「大坂

方入口」の戸を開けて「大桶」に防火用の水を汲み込み、一方で「南之通入口」は締め切ったうえで井戸から「表水溜」へ水を汲み込むこととなっていた。「表水溜」がどのようなものかは「火事役附帳」からは明確ではないが、町内で設置していた防火用水を溜める設備であったと推察される。

③町内駆付役

天明5（1785）年11月の冷泉町の寄合での申し合わせ事項に基づく役割である。それによると、冷泉町内で出火した際、この役割の者は「提札」を持って町年寄のもとへ向かって「町内之帳箱」を預かり、風上の店舗へ避難させることとなっていた。「帳箱」とは町運営に関する重要文書などを保管した箱と考えられる。

4. 「火事役附帳」にみる火災対策の考え方

近世都市の商家では、店舗への類焼が大きな損害をもたらしたことは容易に想像される。越後屋京本店についていえば、江戸・大坂で販売する呉服の仕入れ店舗という性格上、被災した場合には呉服部門全体へ影響を与えることとなる。したがって、いかに火災を回避するのかという点は重要な課題であったものと思われる。ここでは前章で示した「火事役附帳」の項目から読み取れる火災対策の考え方について若干の検討を行っていく。

4.1 火災対策の焦点

前章で示したように「火事役附帳」には32もの項目が含まれている。いずれも必要な対策であることは理解されるものの、なかでも重要度が高いものを探りたい。

「火事役附帳」の③で確認されたように、越後屋京本店における火災対策の指揮系統は「元メ」「名代」「後見」「支配」という職階順で構成されていた。このうち「別宅手代」にあたる「元メ」「名代」「支配」には特定の火事役の割り当てはなく、いずれも総括的な立場にあったと思われる。「火事役附帳」のなかで役割があるのは住込みである「支配」以下の奉公人であった。「火事役附帳」の元治元（1864）年春の役割と同年3月の職階（西坂2006：70-71）を突き合わせると、住込奉公人のトップである「支配」4人の役割は、いずれも各土蔵・穴蔵の「吟味」であった。また、「支配」の下にあたる「組頭」「役頭」の役割をみると、やはり多くが土蔵の「戸前」、穴蔵の「口前」を担当していた。ここから、越後屋京本店における火災対策の中心は土蔵と穴蔵を利用した商品の保管・保全にあったことが理解される。

4.2 土蔵・穴蔵とその運用

「火事役附帳」によれば、幕末の京本店では少なくとも土蔵9か所、穴蔵4か所が存在していた。小沢（1998：68-69）によれば、土蔵・穴蔵は完全ではないものの相対的に高い耐火性を備える施設であり、越後屋の江戸本店でも併用されていたという。特に、穴蔵に関しては高額な普請費用を要するにもかかわらず、防火施設としての機能について土蔵以上の評価をされていた。

土蔵・穴蔵は緊急時のみならず、もちろん平常時の倉庫としての役割も有していた。したがって、9か所の土蔵と4か所の穴蔵は店舗の巨大化や業務の拡大が進んだ結果として設置されたと考えることができる。言い換えれば、取り扱う商品や営業のために要する道具・備品などの増加に応じて保管場所も増設されていった。一方、このことは緊急時の荷物の保管場所をめぐる混乱が起こる可能性を増大させることになる。京本店ではそれに対応するために「火事役附帳」において各土蔵・穴蔵の日常的な管理役を定めるとともに、「役所」ごとに荷物の片付け先の指定を行っていたと考えられる。特に土蔵に関しては、戸前や窓に目塗りを行って火気の侵入を防がなければ耐火性を活かすことができなかつた。「火事役附帳」では、各土蔵の目塗り箇所をすべて書き上げること

で重要な情報の伝達・理解を円滑化し、火事の際でも速やかな対応が取れるように工夫がなされている。

4.3 各種道具の準備と管理

京本店では、火事に対する備えとして、土蔵・穴蔵のような施設以外に、さまざまな道具も整備されていた。それらは大きく分けて、火消道具と復旧・再建に用いる道具に分類できる。まず、火消道具については「火事役附帳」の④②⑦②⑧に記載された道具のうち、水籠や手桶、鳶口、梯子などが該当する¹⁰⁾。「火事役附帳」によれば、これらの道具は火の手が迫って店舗から退出する際に持って出るように定められており、店舗への類焼が危ぶまれる状況になれば火消の者によって利用されたものと推測される¹¹⁾。一方、店舗が類焼被害を受けた際の復旧・再建に用いる道具としては、②⑨に記載されたもののうち、車、釣瓶、碇、足駄、すき、鋏などが該当する。これらは京本店から離れた店舗・屋敷に預け置いている点からみても、鎮火後の復旧作業に利用するものと考えられる。店舗が類焼被害を受けた際には、奉公人の多くは③⑩の避難場所3か所のいずれかで鎮火を待ちつつ、復旧・再建のための道具を手分けして店舗へ運ぶ、という手順であったと推測される。

このように、京本店では店舗として独自に一定の火消道具や火消人員を準備するとともに、被災の可能性も想定して速やかな復旧・再建を後押しするための備えを整えていたことが大きな特徴であった。

5. おわりに

本稿では、江戸時代の豪商による火災への備えの実態を明らかにすることを目的として、三井越後屋京本店の「火事役附帳」の分析を行った。「火事役附帳」には、平常時の施設・道具の管理から火災発生時の対応までが記載されており、火災対応マニュアル的なものであったと考えられる。また、この「火事役附帳」の役割をみていくと、越後屋京本店において特に重要視されていた火災対策が土蔵と穴蔵の運用であったことが明らかにされた。一方で、消火活動や復旧・再建に関することに注目した場合、越後屋京本店では独自に鳶（火消人員）を抱えていたほか、火消道具や復旧のための道具も準備をしていたことが明らかにされた。こうした備えを可能にしたのは、豪商としての資産の蓄積や京都市中に三井関係の店舗や屋敷などが点在しており利用可能であったこと、が関連している。また、豪商としてとりわけ多くの商品・財産を抱えていたからこそ、火災への備えを必要としたということも事実であろう。

今後の課題としては、越後屋京本店が独自に進める火災対策と町火消に代表される消防組織との連携もしくは住み分けがどのような実態であったのかという点を明らかにする必要があるだろう。また、本稿中でも若干ふれたことであるが、「火事役附帳」の役割と「役所」（営業上の部署）「職階」との関わりをさらに解明する必要がある。

[謝辞]

資史料を閲覧・利用させてくださった三井文庫の関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

-
- 1) 西坂（2006）は江戸時代に100人を超える奉公人が抱えられた店舗を「巨大店舗」と定義し、それに該当するのは江戸で8店舗、大坂で2店舗、京都で1店舗のみであったという。
 - 2) なお、家族1人（三井八郎右衛門）は名義のみで実際には二条油小路町に居住していた（杉森2008：279）。
 - 3) 三井文庫所蔵（資料番号：本1012・本1013）。
 - 4) これらの項目は基本的には何らかの役割に関するものであるが、例えば「参拾番」の「立退候場所」が避難場所を示しているように、一部には具体的な役割ではないものもあり、それについては奉公人名は記載され

ていない。

- 5) 江戸時代の商家の奉公人は住込みが基本であり、長期間の年季を勤め上げた少数の者だけが「別家」や「別宅」(暖簾分けや通い)を許可された。「別家」「別宅」までの期間は商家によって異なるが、越後屋京本店の場合には、10代前半から奉公を開始して「別宅」に至るのは40歳前後になったという(西坂2006:65)。
- 6) 穴蔵の実態については小沢(1998)に詳しい。
- 7) 上之店は西陣の織物の直買のため貞享2(1685)年に設置された京本店の分店であった(三井文庫1980:36-37)。
- 8) 稲荷町下屋敷は元禄13(1700)年の開町の際に三井三郎助が買い求めた土地に建てられ、三井家が御用を務めるなど深い関係のあった大名が在京時の宿所としていたという(小川1980)。
- 9) 「勘定場」は呉服物の仕入れと染色加工を、「紅店」は絹織物の紅染加工を行う店舗であった(三井文庫2015:21)。なお、木屋町下屋敷についてはその性格は不明である。
- 10) 江戸時代の消火の基本は、梯子で屋根へあがり大うちわで火の粉を払い、あるいは鳶口などによって家屋を破壊することで延焼を防ぐものが主体であり、効果を得るのが難しい注水消火は補助的な手段であった(山本:105-139)。
- 11) 関連するものとして、羽織や提灯など「火事場泥棒」対策の身分証明のための道具も用意されていた。

参考文献

- 小川 保:京都における三井家の屋敷一集積過程からみた特質一, 三井文庫論叢, 14, pp255-351, 1980.
- 小沢詠美子:災害都市江戸と地下室, 吉川弘文館, 1998.
- 杉森哲也:近世京都の都市と社会, 東京大学出版会, 2008.
- 長島雄毅・横田崇:三井大坂両替店「聞書」に記録された災害とその発生地域, 愛知工業大学地域防災研究センター年次報告書, 15, pp65-71, 2019.
- 西坂 靖:三井越後屋奉公人の研究, 東京大学出版会, 2006.
- 浜野 潔:近世京都の歴史人口学的研究, 慶應義塾大学出版会, 2007.
- 三井文庫:三井事業史 本篇 第1巻, 三井文庫, 1980.
- 三井文庫:史料が語る三井のあゆみ, 吉川弘文館, 2015.
- 安田政彦:災害復興の日本史, 吉川弘文館, 2013.
- 山本純美:江戸の火事と火消, 河出書房新社, 1993.